

月水、月水宜訓佐波利乃知、或佐波利乃毛乃、

〔書言字考節用集五〕肢體月水ツキノサハリ 天癸時珍云、女子二七天

〔身體和名集門〕ツキノサハリ ツキヤク ツキノミツ 月水

〔段注説文解字十二下〕淫婦人汚也謂月事及兔身及傷孕是也○中略 从女半聲博幔切、廣韻又漢律曰、見婢變不得

侍祠

〔古事記中〕倭建命略○ 還來尾張國、入坐先日所期美夜受比賣之許、於是獻大御食之時略○中 爾美

夜受比賣其於意須比之禰意須比三 著月經、故見其月經、御歌曰略○中 那賀那勢流、意須比能須蘇爾

都紀多知邇那理、爾美夜受比賣答御歌曰、多迦比迦流、比能美古夜須美斯志、和賀意富岐美阿良多

麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都岐波岐閉由久、宇倍那宇倍那、岐美麻知賀多爾、和賀那勢流、意須比能須蘇爾、都紀多那牟余略○下

〔古事記傳二十八〕月經は、婦人の月水を、月經と如何に訓べきにか、和名抄に、月水俗云佐波利、う

つば物語俊蔭の卷蔭に、何時よりか御けがれは、やみ賜ひし云々、何の月より止しぞといへるなり、風

雅集祇神にも、とよりも塵に交はる神なれば、月の障も何か苦しき、此は和泉式部熊野へ詣たり

けるに、障にて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身の浮雲の棚引て、月のさはりとなるぞ悲し

き、とよみて寐たりける夜の夢に、告させ賜ひけりとなむなどあれど、障と云も穢と云も、月水

の出ることを云る稱にして、正しく其物を指て云るには非ず、されば佐波理著たりなど云む

ば、いかにぞや聞ゆ、故今は姑く佐波理能母能と訓つり、又は佐波理能知とも訓むべし、知は血な

由は訓れたれど、其は非ぬことなり、其一首の凡ての意は、吾大君よ、先に契りおき賜ひしより、年

の經ぬれば、其ほどに月次は多く、經ぬれば、君を待かね奉て、月の立て見え侍らむは、まことに

然あるべきことなり、理なることよと云るなり、月のかはれば、天なる月も立て見え初る物な